



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	20世紀末北海道農業の再編成：農家の高齢化・リタイア化・農用地過剰の顕在化
Author(s)	牛山, 敬二
Citation	経済學研究, 43(4), 1-18
Issue Date	1994-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31946
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(4)_P1-18.pdf



20世紀末北海道農業の再編成

— 農家の老齡化・リタイア化・農用地過剰の顕在化 —

牛 山 敬 二

1. 課 題 —北海道農業の特徴と困難—

いわゆる「農業基本法農政の優等生」とほめそやされて、積極的に経営規模の拡大を続けてきた北海道農業は、現在「経済構造調整政策」の下で、大きな壁にぶつかっている。

拡大を続けてきた耕地面積は1990年をピークに、停滞に転じた。耕地の拡張面積を壊廃面積が上回るようになったからである。農産物の収穫量は天候不順の影響もあって、野菜・花卉を除き、軒並み減少している。とくにコメは92・93年の大幅な転作緩和にもかかわらず、大幅に減少し、93年は未曾有の凶作にぶつかっている。小麦・大豆・小豆・インゲン・パレイショ・テンサイなど、いわゆる原料用農産物はいずれも減少している。畜産物は粗生産額第1位の牛乳が激増して、93年にまたまた過剰になり、生産調整にはいったほか、牛肉自由化の影響が直接にでて、畜産物の農家庭先価格は暴落している。そのなかで牛肉生産量は増加し、豚肉は減少し、鶏卵・ブロイラーの生産量は増加している。

価格条件が大規模な農家にかならずしも有利でないので、大規模層の伸び悩みの傾向がでてきている。その中で高齢者化と、農業後継者不足が決定的に作用しはじめていのである。

周知のように北海道は通勤可能な労働市場に恵まれなかったため、都府県のように安定兼業にもとづく総兼業化によって片手間に農業を維持するという方策をとることができなかった。もちろん兼業農家がいらないわけではない。1992年に第二種兼業農家比率が15.7%、第一種兼業

農家比率が34.1%、専業農家比率が41.0%で、むしろ専業農家のほうが少ないのである(残りの9.2%は自給的農家)。しかしそれを全国平均の、それぞれ53.2%、11.9%、12.1%と比べてみれば、相対的に主として農業に従事するものの比率が高いことが分かるのである。1990年センサスの北海道の販売農家8万6704戸のうち「男子生産年令人口のいる専業農家」3万3687戸と、「第一種兼業農家中の世帯主農業専業農家」2万2805戸の合計5万6492戸(販売農家の65.2%)を、全国平均のそれ(わずか23.6%)と比較してみると、北海道にまだ農家らしい農家が分厚く残っていることがよく分かるであろう。

もちろんそれは上述の兼業への逃げ場がないという条件のもとで、零細農家が大量に離農した結果であって、1960年の23万戸から90年の9万戸へ、30年間に60%もの農家が離農したのである。

離農はこれからも激増することが予測される。その理由は、高齢化しリタイアする農家が大量に発生するのに、農業後継者が育っていないからである。1990年の販売農家8万6704戸のうち、「同居あとなつぎのいない農家」は5万5048戸である。このうち「世帯主49歳以下の農家」の2万6943戸は、あと10年間ぐらいならば農業を維持できるとみて差し引けば、2万8105戸(販売農家の32.4%)は20世紀中には離農することになる。これに自給的農家8733戸を加えれば、3万6838戸(全農家の38.6%)が来世紀初頭までにいなくなってしまうことになるのである。

いったん農外就業したあとつぎが、いわゆるUターンで農業に戻ってくることがほとんど期待できず、農業への新規参入が従来のような微々たるものにすぎないとすれば、30年後には恐るべきことが起こるであろう。というのは、90年センサスで、30歳未満の基幹的農業従事者は全年令層のわずかに8.2%しかいないから、ほぼ60歳で農業を引退するとしてこの比率を適用すれば、30年後の農家数は7110戸になり、現在の120万haの農用地を維持するには一戸あたりの面積は平均170haにたつする。これは現在の技術水準のままでは到底家族経営ではやりこなすことができない面積であるからである。

上述のように農家に安定的な兼業機会がなく、主として農業から所得をあげなければならないとすれば、農業内部での就業日数が確保されなければならない、経営規模は家族労働力の完全燃焼に近い規模に拡大されなければならない。だがそれには多額の新規投資が必要であり、利潤が確保できる見通しはなくても、少なくとも地代と借入金元利は支払える見通しがなければならない。

もともと北海道農業は、寒冷地農業地帯として、また劣悪な特殊土壌の広がる限界地農業地帯として、はじめから国家に依存せずには成り立たなかった。のちに述べる農地に対する膨大な開発投資をはじめ、食糧管理制度や不足払い制度、畑作四品等の価格支持制度や政策金融など手厚い農業保護政策が今日の高い生産性をもつ大規模な土地利用型の農業を育ててきたのである。膨大な農家負債の累積はその随伴物であった¹⁾。

しかしいわゆる「経済構造調整」政策は、ガットのウルグアイ・ラウンドの「農業保護削減」を基本的に受け入れ、農業保護からの撤退を漸進的に進めている。1992年6月の新農政は「経営感覚に優れた」「効率的・安定的な農業経営体」

の育成をうたっているのであるが、その適正規模は稲作で10~20haとされている。ところが北海道ではその規模にすでに到達している農家層が現実に多数存在している(90年センサスで水稲作付面積10ha以上の農家数、665戸)。そしてその農家層こそが農業保護の削減の打撃をもっとも強く受けているのである。

最初に述べた北海道農業の行き詰まり現象は、農業保護の恩恵を最も大きく受けてきた専業の大規模農家層の戸惑いと自信喪失の状況を示しているといつてよい。

北海道のように、工業用地・商業用地・住宅用地など要するに市街化される地価の影響が比較的少なく、また農業用地開発の余地があるばあい、農地価格は主として農業の採算にもとづいて変動する。このような地域では、農産物価格の動向をふまえて、規模拡大によって農業所得の増加が見通せるばあいには、農地価格は農業所得の増加率に先行して騰貴するが、しかし都府県におけるようにまったく農業の採算から離れて騰貴するわけではない。

北海道の水田価格を中田価格についてみると、1974年道平均価格で10a当たり20万円から82年の52万4000円(空知では81年の77万円)まで上がり、以後ゆっくりと下降に転じた。91年には40万2000円である。畑価格を同じく中畑価格でみると、同平均で74年10a当たり9万9000円から84年の23万1000円(網走では同年の31万1000円)まで上がり、以後は下降に転じ、90年の17万8000円まで下がって、ややさげどまり傾向をみせている²⁾。

他方農地移動をみると農地売買面積は1965年(十勝では71年)まで急増し、年間4万haの大体にのり、73年まで9年間続き、74年から急速に縮小した。85年は1万5515ha、90年1万6635ha、91年17138haである。それにかわって農地の賃借が増大した。85年センサスで借入耕地のある農家戸数1万9948戸(総農家比18.2%)、6万

1) 牛山敬二・七戸長生編著『経済構造調整下の北海道農業』(北海道大学図書刊行会 1991年)。

2) 北海道農業会議の調査結果。

6394ha(総耕地比6.5%), 90年センサスで借入耕地のある農家数2万1114戸(総農家比22.1%) 8万5435ha(総耕地7.1%)となっている。

このように農地価格が経済構造調整期にいちじるしく下落したにもかかわらず、売買面積は増加しない。農家が激減し、土地に対する農家の需要が伸びないとすれば、大量の作付放棄地が発生せざるをえない。北海道においては、1965年以降ほぼ一〇年毎に三次にわたって、7.9兆円という巨額を投じて農業開発が行なわれ、52万haの草地造成を含む120万haになんらかの土地改良が施行されてきたのである。数年間の耕作放棄は造成された耕地を容易にもとの原野に戻してしまうのであり、巨額の土地改良の成果をほとんど無に帰させてしまう可能性がある。

さらにそれは地域農村社会の崩壊を呼び起こしかねない。「食料基地北海道」などと期待されて育成されてきたものが、なぜこのように急激な行き詰まり現象を引き起こしたのか。それは先に述べた農業政策の大転換と関連がある。新農政は規模拡大を押し進めてきた先導的農家層にむしろ大きな打撃を与えているのである。

本稿では実態調査によってその実状と原因とを明らかにするとともに、農家の実状に即してサバイバルの方向を探ってみたい。

2. 激動の実態

1) 戦後開発型の新開水田地域の一般的特徴

北海道の稲作は戦前の1920年代にすでに最初の開田ブームを経験しており、30年代の初頭には約20万ha、52万トン記録している。戦後第二次開田ブームは、1960年代の農業基本法農政下の米価引き上げによる所得均衡化政策のもとで発生した。作付面積のピークは69年の26万6000ha、収穫量のピークは68年の122万7000トンであった。

一転して1970年以降のコメ過剰・生産調整政策のもとでは、北海道農民は積極的に転作に応じ、それが固定化された結果、90年には49.8%

の転作率にたっし、作付け面積で15万ha、ほぼ1927年あるいは敗戦直後の作付面積に逆戻りした。92・93年には本州の農業の崩壊の兆しが強まり、コメ不足化のもとで転作緩和政策がとられ、北海道の緩和目標面積はなんとか達成されたが、米価抑制が続くなかで、農民はかならずしも緩和を歓迎できない状況にある。

さて第二次開田ブームの中心は、石狩川下流域の泥炭地帯であった。泥炭とは沼沢植物の遺体が過湿と低温のため分解せず、植物組織が識別できる状態で堆積したものである。強酸性で地盤軟弱であるから、そのままでは稲は栽培できないが、排水と無機質土壌の客土を10cm程度行い、磷酸肥料を多投すれば、普通の水田に匹敵する収穫量がもたらされるようになるのである。

大規模な排水と客土を伴うような土地改良事業は個人的にはなかなか困難であるから、国営・道営・団体営などの事業の組合わせにおいて、補助金付きでおこなわれた。地元農家の負担率は20～27.5%でいどで、補助率はきわめて高いのであるが、しかし工事費がかさむばあいには、しばしば非常に重い負担になることがある。

2回の石油危機をへて土地改良事業の工事費は急騰した。ちょうどその時期に遭遇した農家のばあい、農家が支払わなければならない水利費(特別賦課金を含む年償還額)は、驚くほど高額になった。たとえば南空知の北海土地改良区に属する南幌町のN集落のばあい、1987年に10a当たり2万9610円で、平均規模の10haの農家のばあい、296万円も支払わねばならず、その稲作所得に対する比率は、44.8%にたっているのである³⁾。岩見沢土地改良区のばあいには、1993年に償還金のピークを均してうしろへ繰り延べる平準化を実施したあとにおいても、10a当たり最高で2万3000円となっている。

3) 西村直樹「土地改良事業と農家の事業負担」(北海道農業研究会編『これからの地域農業と土地改良』1990年3月北海道農業土木協会発行)

米生産費調査の北海道の10a当たりの平均の「土地改良および水利費」負担は91年に8201円、92年に7605円であるから、上記の泥炭地のそれはほぼ3倍の高額負担となっているのである。この「土地改良および水利費」の平均と最高の差額1.5～2.1万円は家族労働報酬(自主流通対策費こみで91年4万3950円、92年3万7817円)から支払われるほかないから、平均単収を挙げる農家でさえ、10a当たりわずかに2.2～1.7万円の家族労働報酬しか残らないことになるのである。

しかも泥炭地の客土の効果はあまり持続するものではなく、表面に乗せた無機質土が下の泥炭と混ざってしまうと、また客土をする必要が生じてしまう。2回の石油危機のあとでは10a当たり80万～120万円も必要であった土地改良の効果が、10～20年間もてばよいのである。

石油危機の当時の激しいインフレのもとで、米価の騰貴を予測してやや安易に受け入れた土地改良が、85年以降の米価抑制政策のもとで、農家経済の死重になってしまっているのである。

さきにも述べたように、これらの泥炭地の水田価格は、最高時の1981年前後に10a当たり80万円程度の水準にあったが、93年現在では10a当たり30～40万円に惨落している。それも前述

の土地改良費特別賦課金を買い手に継承させずに、繰り上げ償還したのちの価格である。土地購入に対する農家のインセンティブが非常に小さくなっているのである。

2) 農地価格急落の要因

このような土地を購入しても採算に不安があるとする農民の見解には、それなりに根拠がありそうである。

まず一般的に土地生産性の低さと不安定性が挙げられる。

北海道の稲作は生産調整の過程で、気象条件のよくない周辺部の全面転作が進行し、稲作は道央と道南に集中することになったが、その中でも自然条件の差がきわめて大きく、土地生産力に大きな差が生じている。中核的な稲作地帯である道央でも、上川・北空知は生産力が高く、太平洋からの冷い偏東風が入り込みやすい南空知と石狩は低い。

表1は最近16年間の、北海道平均と市町村別平均の10a当たり水稻生産量であるが、道平均収量が大凶作の1983年の355kgと、大豊作の1984年の551kgという、200kgの幅の中で毎年激しく変動していることがよくわかる。また条件の良い上川の代表の鷹栖町や北空知の代表の深川市も400～600kgという高い水準で変動して

表1 北海道の水稻10a当たり収量(kg)

	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	平均
北海道平均	504	536	502	385	413	501	355	551	497	526	472	512	516	540	500	445	485
上川	532	556	510	448	467	547	336	555	495	549	512	544	557	568	534	431	509
鷹栖町	580	584	557	526	530	589	436	608	534	604	551	606	602	610	592	488	562
旭川市	598	587	560	542	525	586	437	583	492	587	551	603	598	604	577	518	559
空知	513	546	516	420	413	516	384	558	499	541	480	533	532	541	533	475	500
深川市	543	565	531	475	494	551	367	569	509	583	520	576	534	564	572	478	527
北村	530	538	536	437	393	546	411	569	467	548	479	562	534	542	545	507	509
岩見沢市	512	538	534	395	414	523	397	554	481	524	466	536	460	534	534	485	493
南幌町	451	529	490	313	313	474	359	552	486	520	470	480	501	524	482	440	462
長沼町	452	530	490	324	309	455	352	545	493	509	432	497	499	516	484	434	458
栗山町	486	541	512	330	375	434	352	551	485	500	451	481	504	530	493	433	436
石狩	483	519	510	402	354	531	360	559	486	541	458	510	516	538	525	451	484
新篠津村	491	530	527	462	434	573	387	586	503	583	476	549	555	457	557	476	486

農林水産省北海道統計情報事務所『北海道農林水産統計年報(農業統計市町村別編)』各年次によって作成

いる。南空知は岩見沢市や南幌町が示すように低い水準で激動するが、その幅は313～554kgと240kgに及んでいる。

南空知の収量が道平均に接近するにいたったのは、土地改良の成果であるが、上述の膨大な土地改良投資の生産費への加算額を考慮に入れると、上川・北空知と南空知との収量差(1～1.5倍)は非常に大きな収益の差となってしまうことが分かるのである。

なお冷害の発生しやすい劣等水田は、転作田に回される傾向が強く、生産調整政策の強化は一見冷害に対する対抗力を強化したかに見えたが、他方で食味本位の品種選択が耐冷性を軽視した結果、最近では冷害が強く現れる傾向がづまっているのである。

第2に過去の投資拡大が負債の累積となって新規投資を妨げている。

農家の規模拡大は当然のことながら土地投資の拡大だけですむわけではなく、機械や農舎や乾燥施設・貯蔵施設・運搬車両等の拡大を伴う。岩見沢市西川地区の個別経営のばあい10～20ha規模の装備をみると、おおむねトラクタ2台(70～80馬力と35～45馬力)、田植機1台(4条あるいは6条植え)、自脱型コンバイン1台(自動制御タンク式)、農薬散布機1台、もみすり機1台、乾燥機3台、ダンプ車1台、軽トラック1台、納屋1棟、機械収納庫1棟、乗用車1～2台は備えている。これらを新品で購入するとすれば、3000～3500万円前後の金額になるのである。それはたいへんな固定資本投資であるから、実際には中古品市場が形成されている。

20ha以上の規模になると、トラクタが4台、田植機2台、コンバインも自脱型なら2台普通型(輸入品)なら1台、乾燥機5台程度に増えるほか納屋、作業場、機械収納庫などの面積も2倍以上に増える。またリフト機、パワーショベルを備えたり、トラックやダンプ車も大型化することになる。金額にすれば5000万円を超えてしまう。

他方5～10ha規模の農家の固定資本投資は

1000～1500万円ていどであるから、5～10ha規模の農家が、5ha規模の農家の離農跡地1戸分を10a当たり30～40万円で購入して、規模を10ha以上に拡大するためには、農地代金1500～2000万円のほかに、新規固定資本投資を1500～2000万円必要とすることになる。

実際に後述する岩見沢市西川地区の調査農家稲作規模10～15haの農家6戸の平均負債残高は土地改良区の特別賦課金こみで2900万円、16～20haの農家の平均負債残高は5200万円となっている。

仮に農地等取得資金(25年3.5%)を利用して、5haの農地代金2000万円の80%という限度いっぱい借り入れたばあいの元利償還額は(据え置き5年で20年間均等で)年150万円程度であるから、自家労賃を控除しても、過去の累積負債が無ければ、現在の米価水準でもぎりぎり返済可能であろう。

しかし他に「近代化資金」で農機具(2年据え置き7年返済5.5%)1000万円、建物(3年据え置き15年返済5.5%)1000万円を借り入れるとすれば、さらにそれぞれ214万円、133万円、したがって並行返済期間には、合計でほぼ350万円の償還額になってしまう。これは追加分の5ha全部の農業所得をつぎ込んでも、支払いの不可能な金額なのである。借金で規模拡大するばあいのメリットがまったくないことが分かるであろう。

第3にガット・ウルグアイ・ラウンドがからむ米価の先行き不安がある。

ガット事務局側の例外なき関税化要求に対して、日本政府はコメ関税化を拒んでいるが、1993年の大凶作にもとづく、大量のコメ輸入は輸出国側を活気づけるとともに、国内に関税化容認の主張を呼び起こしており、コメ完全自給論を押しひしぐ勢いである。関税化は将来の関税率の引き下げを前提にしているから、輸入量の増加、米価の低落が漸進的に進行することは避けがたい。農民の不安には根拠があるといっている。

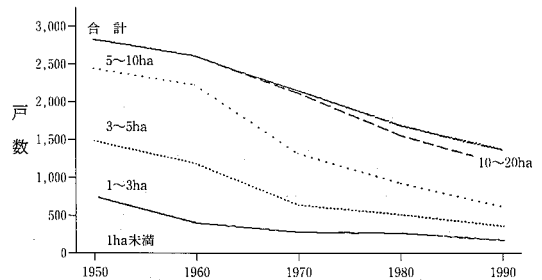
3) 規模別の農家経営の内容

a) 階層規模別農家層の動向と調査集落の特徴

そこでつぎに農民の経営規模階層別の動きを検討しよう。図1は岩見沢市の階層規模別の農家数の動きである。北海道の農民層分解に共通の激しい離農と分解基軸の上昇がうかがわれる。総農家戸数は1950年の2723戸から1990年の1236戸まで30年間に55%も減少した。分解基軸は1950年代には1ha未満の層であったが、1960年代には3～5ha層に移行した。5～10ha層が著しく増加し、10～20ha層も2戸から30戸へ急増した。1970年代はその5～10ha層が分解基軸層に変わり、10～20ha層へ100戸近くが上昇した。半面で62戸が下降した。20ha以上層も1戸から6戸へ増大した。1980年代もひきつづき5～10ha層が分解基軸であったが、その10～20ha層への上昇傾向は鈍化し、50戸台になっている。20ha以上層は6戸から12戸へ増大しているが、勢いが鈍ってきているといえよう。

なお岩見沢市の水田化は1960年代に急進した。水田面積は60年の5353haから70年の7929haへ2576haも増大したのである。調査集落のある西川町についていえば同期間に502haから1013haへ倍増したのである。しかし本格的な道営圃場整備事業が実際に施工されたのはそれよりずっと遅れて、調査集落のうち旧4組が関係する「西川地区道営圃場整備事業」については78年から、旧8組の大部分が関係する「西川第二地区道営圃場整備事業」については81年からであった。それぞれ3年間の通年施工であった。またさらに前者の一部地区に重複して86・87年に「道営土地改良総合整備事業」がおこなわれた。いずれも第二次石油危機後の工事費の急騰の影響を直接に被っており、10a当たりの事業費は「西川地区」が65万円、「西川第二地区」が72万円となっている。この金額は前述の南幌町のN集落に比べれば半額ぐらいであるが、しかしそれが非常な重荷になっていることについては、あとで述べることにしよう。

図1 岩見沢市における経営耕地規模別農家戸数の推移



資料：センサス各年次

注1：例外規定をのぞく

2：20ha以上層は1970年1戸、80年6戸、90年12戸である

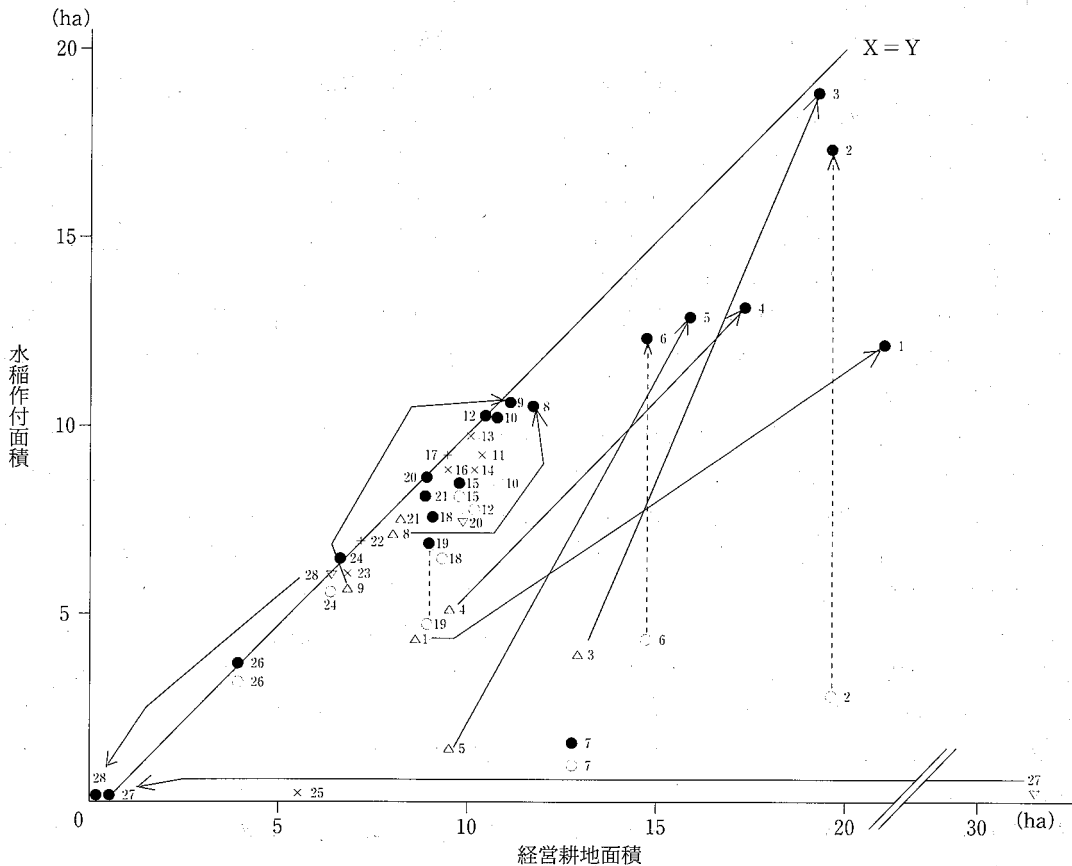
以上を前提にして、最近の経営規模の動きを、岩見沢市西川地区の1集落について検討しよう⁴⁾。同集落は1993年に旧4組と旧8組が再編・合体されて1農事組合になったものである。農家数33戸からなり、全戸調査を意図したが、そのうち4戸は不在などの理由で調査できなかった。また一戸は養鶏専業のため除外し、28戸について検討する。

同集落はタマネギ専作地帯に隣接しているが、泥炭地帯であるので水稲単作が多く、タマネギ専作経営は2戸にすぎない。図2は1991年から93年の経営規模の変化を示している。この期間に大幅な水田転作の緩和(復田)が行われたため、それに対応した農家の動きがよくわかるように工夫してある。

この集落の復田の状況について述べれば、顕著な作付けの変化が生じた。水稲の作付け面積が78haも増加し、小麦が82ha減少した。このため小麦作の作業請け負いに支えられていた機械共同利用組合が解体・再編成に迫られ、農協のライスセンターの経営も悪化した。15ha以上に規模を拡大した上層農家が、一斉に春作業用の機械(トラクタと田植機)の個別導入に走り、従来の共同利用農機具の更新に反対したからで

4) この調査は筆者を団長とする北海道農業研究会の調査団によって、1993年8月に実施された。

図2 経営耕地面積と水稲作付面積の相関 (1991年から1993年にかけての変化)



注：数字は農家番号である。

北海道大学大学院 東山 寛 作成原図に加筆

凡例：●：1993年現在

○：1991年，耕地不変・転作緩和

△：1991年，耕地拡大

▽：1991年，耕地縮小

×：1991・93年，耕地不変・転作不変

ある。また復田は転作麦作を請け負って70ha?ものヤミ小作を手広くやっていた27番農家を破綻させ、経営主は自殺した。機械利用生産組合に全面作業委託していた28番農家は、農地を全部他の集落の1農家に貸し出して、鉄工所の自営に純化した。

図2のように経営規模と復田についての激しい変化は、上層と下層で発生し、10ha前後の中層はほとんど動いていない。そこでまず上層あるいは規模拡大グループの経営の中身を検討してみよう。

b) 上層あるいは規模拡大グループの動向

まず1993年における最大規模の1番農家について。この農家は最近2年間に規模を倍増させ、21.6haになった。このうち所有地が13.39ha、借地が8.1haある。借地は自殺した27番農家が返却した農地を、所有農家に頼まれて安い小作料(10a当たり1.9万円)で引き受けたものが多い。このため耕地が9か所に散在しており、遠い所は自宅から5km離れている。2km以上離れた5か所には稲は作付けできないので、小麦とバレイショのみを作付けすることになる。そのた

め転作率が依然43%と高い。自作地の拡大は1985年、良田2.873ha(1870万円, 10a当たり65万円), 1993年、転作田3.8069ha(1220万円, 10a当たり32万円), その他を含め農地等取得資金などの土地関連の負債残が約4000万円ある。1990年までは、水稻は2haにとどめ、他は転作し、機械利用生産組合のオペレータとしての仕事のほか、大型のロールベア、ヘイベアを所有して、牧草と麦ワラの処理を請け負って収入をえていた。食用ユリの栽培は20~40a程度30年間にわたって続けている。91年からトラクタ2台、田植機(ポット式)1台、防除機1台を購入(中古で総額540万円)、水稻作の拡大に乗り出した。ただし秋作業は機械利用組合と農協のライスセンタに依存している。農業機械関係の負債は約500万円、土地改良区関連の負債約300万円、合計4800万円の負債がある。

2番農家は経営規模19.7ha、全部水田の自作地でしかも1箇所に、まとまっている。1988年隣接地4.0613haを1625万円, 10a当たり40万円で購入、現面積になった。92年までは2.68haに水稻を作付けしたのみで、大部分を転作し、小麦と食用ユリ根を作付けしていた。圃場整備が終わったところから80年代の前半には、転作奨励金が10a当たり5万円も出ていたので、小麦の粗収益8万円を加えると、水稻より利益が大きかったからであるという。93年一挙に12.82haを復田した。この農家は機械利用生産組合のオペレータ農家であるが、前述のように生産組合が春作業の共同をやめたため、93年に85馬力のトラクタと田植機(6条成苗ポット式)を新規購入した。農地価格がピークに近かったころの、農地等取得資金の負債残が大きく、なお約5000万円のこっている。この償還のため手数のかかる食用ユリ根の栽培(90a)を導入している。ユリ根は収穫まで2年(稚苗育成からすれば3年)を要するが、10a当たりの粗収益は100~130万円になる。しかし全体で年間250人日(農家の婦人、日当6500円)の雇用労賃をはじめ生産費もかさむといっている。当分の間、現在以上の規模

拡大の余力はないと述べている。住宅は市街地にある。

3番農家は経営規模19.3ha、1975年高校卒業、就農当時隣接の北村に8.45haを所有し、経営していた。80年経営委譲を受けるとともに岩見沢市の現在地に、建築後2年の家(800万円)と農地3.48haを(10a当たり90万円, 3132万円)を購入、集落入りをした。1993年自宅から200mの位置に、良田7.37haを10a当たり37万円(総額2727万円)で購入、現在規模に達した。91年から水稻春作業に必要なトラクタ大小2台、田植機(6条ポット式, 700万円)などを購入した。このため負債残は5700万円(農地等取得資金2800万円, 土地改良・圃場整備2400万円, 農機具500万円)もある。圃場整備の負担金が非常に多いのは、北村地区所在の農地の圃場整備が非常に遅れて、80年代にずれ込んだためだという。この農家は機械利用生産組合の中心的オペレータであり、無人ヘリコプタによる防除の操作担当者でもある。91年までは水稻を3.5ha程度に押さえて、小麦とユリ根によって収益の拡大を図ってきた。ユリ根はイヤ地現象がいちじるしいので、輪作を考えると予備地としての小麦作付地が広くなるという。93年はユリ根をやめ、全面的な復田に踏み切った。水稻の春作業用農機具の効率向上を考えた選択だという。冬期には5箇月、岩見沢市内のタクシー運転手として兼業に従事している。

4番農家は経営規模17.2haである。1992・3年に水田を購入4.19ha(10a当たり30万円, 1257万円)と借入3.29ha(うち0.95haは5年間10a当たり6000円, 2.34haは10a当たり1.7万円, ともに担い手事業、後者は蒸発した農家の土地を農協から頼まれて3戸の農家が耕作している分の一部)とによって急拡大した。耕地は5か所に散在している。91年までは水稻は半分強に押さえて、ユリ根と小麦に力を注いできたが、92年から水稻重点に転換した。ユリ根1ha(大阪市場へ500箱直送)は継続している。93年にトラクタ1台(85馬力)と田植機(ミノル6条・ポット式)

を新規購入した。秋作業(収穫・乾燥)は機械利用生産組合を利用している。土地価格がさらに下がれば、20haまで拡大する希望をもっている。

5番農家は経営規模16.2haである。1991年までは全面転作に近いユリ根プラス小麦作農家であった。92年に水田6.6ha(うち3.43haは圃場整備不完全なもの10a当たり21万円, 720万円, 3.17haはタマネギ用の転作田(10a当たり30万円, 951万円, 合計1671万円)を購入し、水稻中心に転換した。92年までユリ根を1.5haも栽培、その粗収益が900万円に達していた。93年はユリ根を1.19haに減らしたが、今後は漸次ユリ根を減らし水稻中心でやっていくつもりだという。負債残は農地取得資金1900万円、土地改良・圃場整備関連400万円、農機具・施設関連300万円、合計2600万円。耕地は3か所に分散しているが、比較的近いところにある。住宅は市街地にある。

6番農家は経営規模14.6haである。最近規模に変化がない。耕地は完全に1団地にまとまっている。地価が最高だった1978年に4.8haを10a当たり86万円で購入したため、その負債圧が大きいのしかかっている。1991年までは小麦とユリ根(1ha程度)中心であったが、92年から水稻中心に切り替えた。理由はユリ根と小麦の連作でイヤ地現象が強く見られるようになってきたためである。92年総合資金1000万円を利用し、トラクタと田植機(成苗ポット式)を新規購入した。経営主55歳、息子2人は公務員。あとを継ぐかどうかは未定。負債残は5000万円であるが、ほかにアパート経営などの資産もあり、安定している。住宅は市街地にある。

以上上層農家はいずれもユリ根栽培と転作小麦の作付けを中心に経営をおこなってきたのであるが、10a当たり転作奨励金が最高時1980年の7万円水準から84年5万円、85年4万円台、87年以降になると2万8000円と急激に引き下げられ、またイヤ地の激しいユリ根が一巡してしまっ、作付ける余地がなくなってきたこと、さらに機械利用生産組合の田植機とトラクタが更新の時期になったが、従来のマット式の田植

機を集約的な成苗ポット式に切り替えたい上層農の個別化要求、オペレーター不足などから機械利用組合が解散したため、転作緩和を契機にして一斉に復田・水稻作に走ったのである。

個別の大型(70~80馬力)トラクタと成苗ポット式田植機の導入は水稻の栽培可能面積を拡大したから、農地の過剰と地価下落に乗じて規模を拡大する農家が現れた。しかしそれは負債の激増をもたらし、発展の展望はかならずしもあるとはいいがたいのである。

c) 平均的規模農家層の動向

つぎに10ha前後の平均的規模層について検討しよう。

7番農家の経営規模は12.93ha(うち自作地8.42ha, 借入地4.51ha, 利用増進法10年間, 10a当たり2万円)で、完全に一団地にまとまっている。理由不明であるが、この農家は集落最大の負債農家(6900万円)であり、返済のために集約的なタマネギ(6.67ha)を中心に、小豆(3.45ha)、ニンジン(0.1ha)、食用パレイショ(1.17ha)、水稻(1.37ha, 秋作業は隣村のいここに作業委託)を作付けている。耕地所在地が幾春別川の流域にあり、タマネギを作ることができるが、多様な農業機械を持たねばならず、それも負債の一因になっている。復田したくてもできない状況にある。

8番農家の経営規模は11.0haである。規模拡大の経過は、まず1979年に田1.2haを840万円(10a当たり70万円)で購入した。1992~3年に水田3.12haを1200万円で購入した(10a当たり38.5万円)。売り手は1990年ころ自殺した夫から相続した未亡人で、水田は所有権者が実家に戻ったあと、貸し出されていた。この8番農家は岩見沢市の土建業に勤務する兼業農家で、10.4haに水稻を作付けている。耕地は3か所に分散し、うち1か所は約1km離れている。負債残約2000万円。

9番農家の経営規模は10.6haである。うち3.93haは隣接地を1993年に借入れた(借地料

10a当たり2万円)。貸手の農家の主人は病気を患った末、死亡した。全耕地に水稻を作付けている。挽馬を飼い、自らも挽馬の操手として競馬場に35日勤務している。負債残がきわめて多く、3400万円もあるが、理由は不明である。

11番農家の経営規模は10.4haである。全部自作地である。二団地からなる。経営主34歳。農事組合長。水稻9.2haプラスXの作付方式でいろいろな野菜作をやってみたが、子供が病気になり妻が介抱で農作業にでられなくなったので、93年からタマネギ0.93haとホーレンソウ0.02haに限定した。近所の農家と農業機械の相互利用をやって、機械コストの節約に努めている。それでも負債残が2000万円(土地改良・圃場整備1000万円、機械・施設450万円、その他550万円)もある。農閑期の日雇い兼業、年間80万円。農地を購入する余力がない。

13番農家の経営規模は10haである。全部自作地である。1981年に隣の農家から0.7haを560万円(10a当たり80万円)で購入した。耕地は2か所に分散。経営主43歳。4月・5月以外はガス器具修理の兼業(兼業収入240万円)に従事している。イチゴ17aを除いて水稻作のみである。1986年隣接の水田、2.4haを10a当たり63万円、総額1512万円で購入した。その農地取得資金の残と土地改良・圃場整備関連負債残720万円、合計2200万円の負債残がある。

14番農家の経営規模は9.9haである。全部自作地である。経営主53歳、農協イチゴ部会長。後継者26歳。水稻9haプラスイチゴ(23a)と野菜(63a)の経営。イチゴについては妻の役割が大きい。水稻収入1230万円、畑作その他収入482万円、その他共合計粗収益1791万円。土地改良費・専従者給与を含む生産費1398万円。負債残1700万円。健全農家といえよう。

15番農家の経営規模は9.5haである。全部自作地である。経営主41歳。長男17歳。水稻(8.7ha)プラスタマネギ(0.8ha)とハウスのホーレンソウ(0.03ha)の経営。専業農家である。耕地は二団地に分かれ、一方は自宅から2km離れ

ている。タマネギの機械は持たず、植付けは妻の実家に作業委託している。1970年に農地3.9haを購入し現在の規模になった。長男が農業を継げば、さらに規模を拡大したいと考えている。負債は少ない模様。

17番農家の経営規模は9.2haである。全部自作地、水稻作付けである。耕地は2団地。経営主夫婦・後継者夫婦とも農作業期を除いて、ほとんど土建業に従事(兼業収入260万円)している。1975年水田3.3haを10a当たり55万円(総額1650万円)で購入、その負債残が約1000万円ある。

18番農家の経営規模は9.1haである。全部自作地水田、うち転作の小豆が73a、小麦が62a合計1.37haある。経営主40歳子供なし。農業専業。隣家Uの水田4.2haの春作業を請け負っている。機械利用生産組合のオペレイタであり、秋はその仕事に忙しい。1992年トラクタ(75馬力)を新調した。また同年隣家Uと共有で田植機(6条ポット式)を新調した。現在の農業粗収入は約1100万円である。土地は1979年1.57haを10a当たり85万円、総額1335万円、1984年0.4haを10a当たり60万円、総額240万円で購入した。現在の負債残は土地改良・圃場整備関連を含めほぼ2000万円。

19番農家の経営規模は9.0haである。全部自作地水田、うち転作の小豆が0.5ha、スイートコーンが0.89ha、食用バレイショが0.42haある。経営主は44歳、1983年まで札幌市などで紳士服の販売に従事していたが、兄が病死したため、84年農業を継いだ。兄の家族の養育費、自分の入院費、離婚などのため、負債残(3376万円)が大きい。それで現金収入の多い野菜作を取り入れている。また冬期5か月(10～3月)は日本通運の日雇い(日当8500円)に出ている。稲作機械は一揃い全部所有している。野菜の機械は6戸の共有である。

20番農家の経営規模は8.94haである。所有規模は9.66ha、1992年より転作田0.72haを姻戚に貸している(10a当たり2.3万円)。耕地は二団地、500m離れている。経営主は32歳、独身。1987

年コンバインの事故で右手を切断した。機械作業は可能。父は土地改良区理事長(常勤)である。水稻だけを作付けしている。播種は17番・22番農家と共同、他の作業は93年から個別化した。それ以前は秋作業を機械利用生産組合に委託していた。住宅は82年に市街地に移築している。土地価格の下がりすぎを憂慮している。

21番農家の経営規模は9.25haである。全部所有地である。水稻8.51ha、転作0.4ha(うち小豆0.28ha・イチゴ0.12ha)である。ほかに野菜を少し作って売っている。経営主45歳、農民協議会の副委員長である。冬4か月、JRのポイント保守の仕事(総額45万円)をしている。妻42歳も冬4か月食品加工のパート(総額40万円)をしている。1973年以前は5ha、73年に6.5haを購入(10a当たり35万円)し、3ha(10a当たり27万円)を売却した。93年隣の地続きの1.03haを27番農家(本家)から購入した(農業委員会の斡旋、10a当たり38万円)。長く転作をつづけた水田で、復田するのに全部で16万円もかかったので、最初40万円といていた農業委員会が2万円安くしてくれた。27番農家の土地をさらに5ha買ってくれと農業委員会から頼まれたが、断った。農業粗収入は1046万円(コメ936万円、イチゴ68万円、ニンジン36万円、キャベツ5万円)、農業経営費670万円、負債は農地等取得資金1000万円、ほかに圃場整備の特別賦課金がある。土地の93年購入分は特別賦課金の継承はしていない。

これらの中間層は負債や労働力不足のために現在以上の規模拡大が困難な農家といえよう。水稻プラスXで経営を集約化して所得の増大を図るか、タマネギ中心の経営を営むか、水稻プラス賃労働で兼業化するかの三様の対応がみられる。しかし発展性を感じさせるのは14番の農家のみである。

d) 8ha未満の農家の動向

22番農家の経営規模は7.2haである。全部自作地水田で水稻作、一団地である。転作はない。経営主39歳。3・4・5月と10月を除いて、土建

業に従事。日給月給制月20万円。農業機械はやや小型であるが一応全部揃っている。10a当たりの米の収量は7俵、粗収益860万円。

23番農家の経営規模は7.3haである。全部自作地で二団地に分かれている。水稻6.77ha、玉ねぎ48a、メロン6a。経営主45歳。冬期70日間、市立病院の除雪(日当1万円)に出ている。稲作の農機具は一揃い備わっている。タマネギの機械は借りる。10a当たりコメ収量は8.5俵で比較的高い。農業粗収益米580万円、タマネギ140万円、メロン20万円合計740万円。

25番農家の経営規模は5.64haである。二団地からなる。全部自作地水田だが全面転作している。タマネギ5.03ha、スイートコーン0.61ha。経営主54歳、市議員。農作業は主として妻(52歳)が担当している。1971年(当時8ha所有)に3戸で法人を組織したが、75年1戸脱落、さらに78年1戸脱落、79年12haの個人農に戻ったが、負債に苦しみ、82年2.5ha(10a当たり80万円)・84年3ha(100万円)・85年1.7ha(70万円)を売却したが、現在なお3540万円の負債残を抱えている。タマネギ中心の経営は現金収入極大化を目標にしているためと推定される。タマネギ用の農機具は揃えている。雇用労働が大きく年間180人日(約120万円支払い)。住宅は市街地にある。

26番農家の経営規模は3.59haである。全部自作地水田、水稻のみ作付け、一団地からなる。経営主52歳、後継者無し。11番農家の分家。水稻単収は8.5～9俵、比較的高い(粗収益550万円)。小豆の転作をやっていたが、1991年の復田で水稻一本に復帰した。第1種兼業、冬期140日、灯油の配達の兼業に従事している。

以上のうち22番と23番と26番農家は第1種兼業農家であり、25番農家は第2種兼業である。22番と26番はコメ プラス賃労働、23番はコメ プラス タマネギ、25番はタマネギ中心である。よく努力しているが発展性はみられない。

e) 離農した農家

27番農家は1991年に32.14aの集落第1位の
大経営(借地中心)であったが、突然経営主が自
殺して、離農に追い込まれた。借地契約は解消
したが、所有地のうち売却できたのは1.03ha、
(10a当たり40万円)のみ、売れ残った農地のう
ち水田4.7haは10a当たり2.3万円、水田6.78ha
は10a当たり1.8万円、水田0.28haは10a当たり
1.0万円、月形町にある草地5.9haは10a当たり
2750円の低小作料で、合計 17.6haを貸付けて
いる。それも借り手を近隣集落に得られず、非
常に遠方の農家に貸している。しかしこの小作
料収入(393万円)では水利費・負債利子も支払
えないので、現在2700万円の負債残はこのま
まだと増大するほかない。

28番農家の経営規模は1992年まで6.25ha(全
部所有地)であったが、機械利用生産組合に全作
業を委託していた。生産組合が引き受けてくれ
なくなったために、93年からこれを他集落の農
家に全面的に貸付け(小作料10a当たり2.1万
円)で、離農、鉄工所の経営に純化した。経営主
は53歳、鉄工所の売上は2000万円ほどになる。
農地は売却処分したいが、農業者年金のための
譲受地なので売ることができない。もっとも現
在の農地価格は下り過ぎと考えている。

f) 高齢後継者なし農家の動向

10番農家は62歳で、経営規模は10.5haであ
る。1950年美唄工業高校機械科卒、55年父が死
亡、三男であったが、兄が農業を継がなかった
ので、経営を引き受けた。畑が多かったが自力
で開田、63年4haにした。73年畑5haを10a当
たり17万円で購入した。その土地が土地改良事
業で水田化し、交換分合で20a増加した(120万円
支払った)。71年水田1.3haを10a当たり80万円
で購入し現在の規模に到達した。81年結核性の
股関節炎を患って手術をうけたが、医者が乱暴
にも大腿骨を腰骨に動かぬように固定してし
まった。それ以来床に座れなくなったが、トラ
クタなどは乗りこなすし、修理も自分でする。
中古の機械を購入して修理して売ることもし

ている。「70歳まで農業を続けたい。負債残は
2500万円あるが、ようやくこれから楽になるだ
ろう。これからはすこしずつ農地を減らしてい
きたいが、現在の価格では売るに売れない。10
a当たり50万円なら売ってもよい。そうかと
いって、小作料10a当たり2.5万円では借り手
がないし、貸すほうはそれでも割が合わない。農
業者年金で農地を委譲する年令が65歳を超え
ると半減してしまうような制度はおかしい。また
農業者年金を厚生年金の水準に上げれば、40歳
台で農業に参入するものが出てくるであろう」
と熱心に主張していた。

12番農家は69歳で、所有地は10.97haである。
うち宅地込みの畑が0.7ha、水田が10.27haあ
る。二団地からなる。圃場整備以前の畑の状態
のころユリ根栽培を大きくやり、土地を拡大し
た。1969年水田1.4ha購入(10a当たり10万円)、
1971年3.6ha購入(10a当たり23万円)。当時は7
団地にも分かれていたが、圃場整備で現在の二
団地になった。先進的な機械導入農家であつた
ために、機械利用生産組合に参加する必要がな
かったし、また後継者のいない農家は敬遠され
た。トラクタの賃耕で稼ぎ、また冬期は本州へ
出稼ぎに行った。1988年に胆石で入院、死ぬ思
いをした。娘が離婚して戻ってきて、農業を熱
心にやっている。農業機械も使いこなす。妻は
老人性痴呆で入院中である。かつて負債が多く、
農協の経営指導室の厄介になっていたが、よう
やく抜け出した。現在の負債残1950万円。将来
離農を考えているが、10a当たり40万円以上で
ないと売る気になれない。

16番農家の経営規模は9.41haである。全部自
作地である。1958年以来経営規模は変わらない。
水稻(8.8ha)プラス タマネギ(0.6ha)の経営
である。経営主66歳。息子が4人いるが、皆他
出している。ダンプ車の運転手をしている四男
が跡を継ぐかもしれない。水稻の機械は91年に
更新した。タマネギの機械は近所の農家から借
りている。タマネギ作の雇用が13人日といど。
粗収入はコメ1300万円タマネギ70万円。負債は

少ない模様。

24番農家は58歳で、所有地は6.5haである。うち畑は0.03ha、水田が6.47haである。二団地からなる。もともと転作は僅かであったが、緩和で全面的に水稻作に戻った。息子3人はみな農外に就業、別居している。三男だけが耕起のみ手伝いにくる。経営主自身3年前から岩見沢市内の建設業に通年勤務(農繁期のみ休む)している。負債残が2500万円もあり、農協の組勘は閉鎖されている。生活費はもっぱら兼業収入に依存している。借金を全部返すことができるていどに農地価格が回復するのを待っている。

以上高齢農家はいずれは離農せざるをえないが、当面はあまりにも農地価格が下がりすぎて、現在の価格で農地を処分して負債をなくしたら、たちまち生活が困難になるので、離農ができない。

g) 調査不能農家の特徴

不在のため調査できなかった農家は4戸であるが、うち1戸は6.8haの自作農であったが、夜逃げをして所在不明であり農協に対する負債は3200万円にのぼっている。この農家の土地は農協が管理し、集落内の3戸の農家に10a当たり2万円(水利費は経常賦課金のみ借り手が負担)で貸付けている。また4.2ha所有で耕作もしている一農家は2100万円の負債を抱えて、農協から組勘停止にされており、岩見沢市内に間借りし、日雇で生計を立てている。他の4.4haの農家も集落内に暮らしていない。防除など共同作業が行われるときだけやってくる。最後の4.37haの農家は名目上耕作者として小豆と食用トウモロコシを作付けていることになっているが、実際は農地全部を貸し出してしまって、他の農家が栽培しているのであり、本人は岩見沢市街地に引っ越してしまっている。

以上のようにいずれも農家とはいえないような農家であり、実質は非農家に近い。偶然調査できなかったわけではないのである。33戸の集落にこれほどこのような農家がいることに注意

が必要であろう。

h) 集落外の大規模経営農家の動向

以上のように調査集落内には離農した27番農家を別にすれば22haを超えるような大規模経営はなかった。しかし1990年の農林業センサスでは、岩見沢市において25ha以上30ha未満が3戸、30ha以上40ha未満が2戸、40ha以上50ha未満が1戸存在している。そこでそのような大規模経営の中身を知るために集落外のA・B2戸を調査した。

A農家は経営面積33ha、うち25.5haは上幌向に、7.5haは稔町にある。1986年まで札幌市の白石区に7haの土地をもち、水稻4ha、タマネギ2.5ha、その他0.5haの経営を行っていた。また1988年から親戚の経営主が亡くなって空いてしまった稔町の転作田7.5haを借りて作ってきた。ところが札幌市の土地が転用になり、代替地を探していたところ、岩見沢市農協から上幌向の現在地に大量の離農が発生しているので、来ないかという誘いがあって、入植した。離農農家5戸分で、87年22ha(10a当たり78万円)89年3.5ha(同単価)、総額ほぼ2億円であった。土地は低位泥炭地でありよくない。1978・79年に第2次構造改善事業で基盤整備事業がおこなわれ、50戸約300haの集団に大型コンバインが導入され、客土した上を走り回った。そしてその踏圧で土地がすっかり傷めつけられてしまった。前の表土は客土の下で眠りこんでおり、これを風化させながら目覚めさせるには田畑輪換で20年かかる。そこで水稻作は17.5haに留どめ、転作小麦9ha、加工用契約栽培のスイートコーンを4haのローテーションを組んでいる。客土を踏み固めてしまったので、暗渠があまり効かない。すこしずつやり直さなくてはならない。

以前から上幌向地区にあった幌内川右岸ライスセンタに属する7つの機械利用組合の一つ(構成員7戸)に加入させてもらった。そのうち5戸で共同育苗を行っている。専業農家はA農家のほかに1戸だけで、第2種兼業が2戸、第

1種兼業が3戸である。極端に経営面積に差があるので、共同作業を行うのがきびしくなっている。それでも現在の経営をなんとかやりこなせるのは、機械利用組合の共同作業のおかげである。夫婦2人だけでは25haが限度である。経営面積を大きくすると単収が下がる。単収が下がると水利費が相対的に高いので収益が下がってしまう。現在的水稲単収は490kgであるが、施肥量を増やせば520～530kgまでは増収できると考えている。また現在の田植機は中苗マットが中心で、一部に中・成苗ポットをいれている状態だが、機械の更新期がきたら後者に切り替え、水稲栽培面積も20haまで拡大したい。転作物5haは4haに土地利用型作物を、1haに労働集約的な野菜やユリ根などを栽培したい。基本は土づくりであるという。

B農家の経営面積は39.7ha、全部自作地である。水稲35ha、転作小麦4.7haである。労働力は二世代の夫婦4人で、4人とも大型農業機械やブルドーザ・パワーショベルを自由に扱える。祖父の代に岩見沢市の中心部に農地4haを持っていた。1988年祖父が死亡し、遺産相続のため、祖父名義の4haのうち、1haを市街地価格で売却し、91～93年に上幌向のA農家のすぐ近くに25.1haを10a当たり40万円で(総額1億円)購入した。それ以前にすでに約15ha弱をその近くに所有しており、合わせて現在の規模に到達した。

機械の装備は驚異的である。トラクタはクローラ式(160馬力)1台、ホイール式4台(90・65・50・14馬力)、田植機2台(イセキ・マット式の8条と6条)、自脱型コンバイン2台(6条1200万円と5条750万円)、乾燥機5台(36石2台・50石2台・60石1台)、トラック2台(4t車1台・2tダンプ車1台)、リフト(3t用)1台、パワーショベル2台(4m2と1m2)、クローラキャリア1台、農耕用ブルドーザ1台である。また農場の近くに作業場兼倉庫100坪2棟を持っている。このように土木機械をたくさん持った理由は、自分で圃場整備・暗渠排水をやったからである。土地購入には農地等整備資金などを利用するが、農機

具は政策資金も農協資金も利用しない。修理もほとんど自分です。圃場は重量機械の踏圧で、排水が悪くなり、ぬかるみが生じているが、あまり問題視していない。

35ha分の苗仕立てはたいへんである。とても育苗器で仕立てるわけにいかないの、ハウス内で直に並べる。田植機は4条式を2台最初に導入した。「出面さん」(日雇い)が得られなくなってきたからだ。いまは苗管理に5人×40～50日ていどの日雇いを雇うだけで、田植えは全部自家労働力でやってしまう。直播きもやってみたいが、圃場が用水路の末端にあり、水が早期には来ないので試験もできない。父の代には2000俵が目標だったが、転作政策のおかげで達成できなかった。92年ようやく長年の2000俵の目標をほぼ達成した。粗収益3500万円、肥料は500kgの大容量のパッケージで商人から買う。農協には準組合員加盟である。「コメは農協に出すが、なぜライスセンタに認めている1tのフレコン(flexible container)で出荷するのかを個人にも認めないのか。また水田農業確立助成補助金を集団には付けるが、個人にはまったくよこさないのは納得できない。」という不満がある。「直接の農業経営費支出は1500万円ていどだから、もっと米価が下がっても、コメ一本でやっていかれる」という。この農家の特徴は自力で圃場整備を進めたために、また最近の農地取得に際しては土地改良区の特別賦課金の繰り上げ償還を済ませたものを購入したために、その負担が軽いことにある。

4) 小 括

岩見沢土地改良区では1991年末現在の改良区組合員516戸について農家経営実態調査(農協の営農計画書による記入)を実施している。そのなかから調査集落に関するものを抽出・再集計したものを表2に掲げた。これはおおきく復田をする前の状況であるから、転作奨励金がとくに旧4組で大きくなっている。10a当たりの借入金残高が31万円3～7000円もあり、そのうち

表2 調査集落における農家経済の概要

旧組名	(10a当り, 万円)	
	西川四組	西川八組
集計面積	144.5ha	117.3ha
農業粗収入	11.0	12.6
農業経営費	8.0	6.3
うち土地改良区経常賦課金	0.6	0.5
農業所得	3.0	6.2
農外所得	5.9	2.4
うち転作奨励金	2.3	1.1
農家所得	8.9	8.6
租税公課	1.5	1.5
家計費	1.5	1.1
農家経済余剰 A	5.9	6.0
支払約定利子 B	1.7	1.8
うち土地改良関係分	0.8	0.8
A - B	4.1	4.2
支払約定元金 C	4.5	5.6
うち土地改良関係	0.7	0.5
A - B - C	△0.4	△1.4
負債年償還額	6.2	7.4
うち土地改良関係	1.5	1.3
参考 既往借入金残高	31.7	31.3
うち土地改良関係	12.2	14.2

岩見沢土地改良区「農業経営実態調査」(1991年実施より抽出集計) 東山 寛 作成

12.7～14.2万円が土地改良関係の借入金であること。農家経済余剰の総額を元利償還総額に当てても、なお不足が0.4～1.4万円生ずるという異常な状態になっていることがよく分かるであろう。過去の負債の整理が行われなければ、農地価格がいかに低落しても、購入する力がないのである。地価が急激に低下しても買い手が見付からず、過剰化がますます進行しつつあるとあってよい。

図3は調査地区における1970～1993年の農地の有償移動27例についての価格の変化のグラフである。価格下落にともなって、売買事例が減少傾向を示していたものが、最近になって、売り控え・持ち堪えもできなくなってきたというすが、窺えるであろう。

圃場整備された水田でただちに水稻の作付けのできるものについては40万円前後、圃場整備

がおこなわれていても、長い間転作がなされていて、復田にコストのかかるものや、暗渠排水工事のやり直しの必要なものについては30万円前後、圃場整備をまだしていない水田については20万円前後の価格水準が形成されているとあってよい。

以上一集落の実態からも、北海道でいかに激しく農業が動いているかが分かるであろう。そしてこのような激しい農民層の分解にもかかわらず、けっして成長力のある農家が層をなして生まれているという状態ではなく、むしろ大規模層が負債を抱え、農業所得は伸び悩んでいる状態であるといつてよいのである⁵⁾。

3. 農業政策の検討

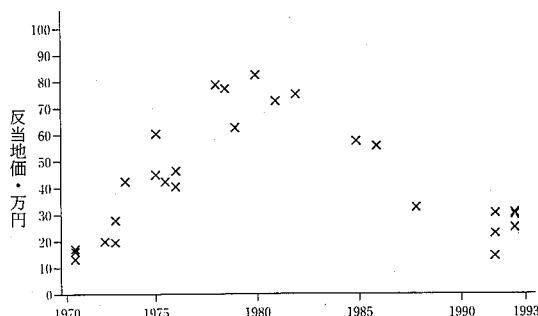
そこでつぎに以上のような状況に対してどのような対策が講じられているか、農地政策を中心に簡単に吟味してみよう。

まず1989年度から、土地改良負担金の償還が困難な地区に対し、負担金の償還を平準化するための助成が自作農維持資金によって行われることになった(「土地改良負担金総合償還対策事業」5年間1000億円)。しかしこれは負担金のピークを崩し、先送りにしてなだらかにするだけのことである。

つぎに道府県の農業公社による農地市場への介入がある。農地保有合理化促進事業と呼ばれるもので、農地保有合理化法人である農業公社が農地を買いとって、これを団地化したり整備したりして、優良な担い手農家に売り渡すシステムである。北海道では自作地有償所有権移転のうち、このシステムによって購入される面積の比率が近年急に高まってきており、水田の20～30%、畑の20%前後に達している。公社の農地保有合理化学業の規模は92・93年とも

5) 以上の事例は空知南部の水稻栽培地帯に限定したが、北海道の他の農業地帯の実状と問題点については、前掲牛山敬二・七戸長生編著『経済構造調整下の北海道農業』を参照されたい。

図3 調査地区における農地価格の推移
(1970～1993: 27事例)



資料：実態調査による

* 同一事例が重なる場合は、×印が太く表示されている

96.5億円(買入れ面積約4000ha)である。

本来このシステムは農地が値上がりしていく時期に適合したものであり、農地価格が下がっていくときには、公社の売り渡し対象を見付けにくくするという難点がある。買い取り原価に若干の事務費が加算されなければならないが、時間が経過するほど売り渡し価格と実勢価格との差が大きくなってしまふからである。従来この事業の所有権移転のばあい、農地を買い取る時に売渡し対象と売渡し価格はあらかじめ決められているのであるが、公社が保有している期間(3～5年間)は使用貸借としておいて小作料はとらない。しかし公社は諸経費として売り手から買入れ時点に買入れ価格の2%、売渡し相手から売渡し時点に1.5%を、また売渡し予定者から保有管理費として毎年買入れ価格の1.5%を徴収している。保有期間が3年間なら売り渡し農家は小作料は払わない代わりに合計5%を支払うのである。一般の小作料率は農地価格の5%以上であるから、売渡し農家にとってはこの保有期間の存在はきわめて有利に作用する。しかし問題は公社の保有期間(たとえば3年間に)周辺の農地価格がいちじるしく下落してしまうばあいであって、小作料を払わないで得られる利益以上に価格の下落が激しいことがおこりうる。このようなばあいには、売渡し予定者が買取りを拒むことが生じうるのである。

それにもかかわらず事業量が伸びているの

は、それなりの工夫がなされたからである。一つは1988年から開始された「担い手確保農地保有合理化促進特別事業」(略称担い手事業)であり、もうひとつは91年から開始された「中山間地域農地保有合理化促進特別事業」(略称中山間事業)である。

この二つの事業のばあい、北海道農業公社は売渡し農家と、通常売り渡すまで5年間の賃貸借契約を結び、売渡し価格の3%の小作料を徴収する。そして5年間の合計15%のなかから4%を管理費として差し引いて残りの11%分を、契約通りに売り渡しが行われれば、なんらかの形で売渡し農家へ還元してやろうというのである。契約が破棄されれば、この11%分は他の相手に価格を引き下げて売り渡すばあいの、損失の補填元資に充当しうるわけである。なお管理費が4%分ですむのは、買入れ時点で売却人から買入れ価格の2%の経費を取っていること、買入れ資金について国が無利子貸付したり、国・道・地元などが利子助成をおこなっていることにもとづいている。このような公社の農地市場への介入自体が、農地価格の下落の抑制になっているわけであるが、それでも5年間の下落率が11%をうわまわることもありうるわけで、もちろん完全な契約破棄の防止策にはならない。

第3に農業後継者育成と新規農業参入者対策についてみよう。1991年の農家子弟の新規就農者数は、新規学卒者(400人)・Uターン者(200人)を含めてわずか600人、非農家からの就農者が29人にすぎない。30年を一世代とする新規学卒者による農家補充率は15.7%にすぎない。

これらに対してはまず地域農業者育成確保推進事業がある。これは農業高校生に対して夏期・冬期の休暇を利用した集合研修、卒業後の活動支援とか、若い農業後継者に先進地研修をするとか、市町村におけるUターン就農希望者や新規参入希望者受入れ体制整備とか、新規農業参入希望者に農業体験・実習を行うとかいう活動への助成である。

また農業青年人材銀行活動推進事業というのは、農業会議のなかに農業青年人材銀行を設置して、新規就農希望者への情報提供・就農斡旋と農村青年の配偶者対策を行うものである。さらに担い手確保環境づくり推進事業というのは学校教育と連携して農業のPRを行うものである。以上はいずれも地味な粘り強い活動を必要とするものであり、即効的な成果はむつかしい。

4. サバイバル戦略の大綱

以上の危機的な状況は、「経済構造調整政策」のもとで、米価が抑制されるなかで、兼業という逃げ場をもちえず、累積債務を背負い、生産コストを削減できない戦後開拓の農業地域に、とくに極端に現れている。それにしても農業生産者の高齢化・リタイア化、農用地の過剰化は一般的な状況であり、それはもはや農業の前途に希望を見いだすことができなくなった農民のやむおえざる選択だといえよう。

これを放置すれば30年で北海道の農家戸数は3分の1以下に縮小し、道内の多くの地域で農業は消滅するであろう。農業基地北海道でさえそうなるのであるから、日本全体について予測すれば、日本農業は極小化され、ほとんど、いわばホンコンやシンガポールのような都市国家になってしまうであろう。

それでよいかどうかの選択を行う最後の機会が、20世紀末の現在である。

現在発展途上国の人口爆発のもとで、21世紀の初期段階に世界的な食料不足が問題になることは必至である。そのときには、夏冬1年間を通じて水不足がおこらないという恵まれた農業気象条件にある日本が、土地・自然を十分に活用しないで、大量の穀物・畜産物・水産物・林産物の輸入を行っていることへの国際的な批判は急速に高まるにちがいない。

農業の基本的価値が国民に安全な食料を十分に供給することにあることはもちろんであるが、それにとどまらず、国土・環境・資源の保全

や、地域の活性化や、社会保障(高齢者の自己雇用)、伝統文化の継承のためにぜひ農業は必要であるという立場にたつならば、今こそ抜本的な対策を講じなければならない⁶⁾。

第1に農業は土地・自然と太陽エネルギーとを活用する産業であるから、農地が過剰になり、耕作放棄地が続出するという事態は、ゆゆしいことである。経済成長とともに、農業に最適な土地がつぎつぎに転用されて、耕地が減少していったのであるが、いまや農業の衰退が農地を過剰にしているのである。売り手にとってはあまりに安く、買い手にとっては高すぎる、という事態を打開するには、どうしても公的機関が市場に介入して、一定期間(かなり長期に)保有し、合理的な規模に農地をまとめて整備したうえで、賃貸しあるいは払い下げていく政策が、強化されなければならない。前述の農業公社による「農地保有合理化事業」は公社が購入時に同時に売渡し対象を決めておかねばならず、農地の保有期間も最長5年と制約が多い。また予算規模も自作地有償移動の総面積に比較すればまだまだ小さすぎる。農業公社の保有期間を10年以内に延長するとか、自治体に農地の所有を認め、農業委員会の管理にゆだね、合理的な農業を育成するといった抜本的な措置が必要であろう。

第2に累積負債は農家の責任ばかりとはいえ、行政側や土地改良区や農協の責任に属する部分があるのであるから、単に返済期間を延長するという消極的な措置だけでなく、責任に応じて負債を分担し農家の返済額を減額する措置がとられるべきである。また農地を公有化したばあいには、負債の返済を大幅に減額あるいは免除するような制度も検討される必要がある。なお負債累積農家の土地は多くのばあい農協への担保にいれられており、したがって農家の破

6) 大内 力『農業の基本的価値』(家の光協会 1991年)

産は農協の危機の顕在化になる。農協経営の自主的な刷新策にくわえ、1951年の「農林漁業組合再建整備法」を上回る支援措置が必至であろう。

第3に農産物価格の安定である。農業後継者が育たないのは農業の将来性に不安が強いためであって、その不安の最大の要因が政府の価格政策からの撤退から生じている。価格支持を止めれば競争の結果コストが下がるというのは、労働生産性の向上だけを目標にすればよい工業の論理であって、労働生産性と土地生産性の併進を必要とする農業にはあてはまらない。長期間を必要とする「土づくり」に、農家が安心して取りくむためには、長期間(例えば10年間)の農産物の最低価格の保障が必要である。原料乳に対する不足払い制度が、北海道の酪農の発展に果たした役割をみればその点は明らかである。主要農産物であるコメについて長期間の価格保障をするためには、国境措置が必要であり、それは関税化では乗り切れないであろう。農産物の輸入自由化は論外である。第1と第2の措置によって、過去の重荷から解放され、整備された農業基盤が与えられるならば、農産物の最低価格保障はそれほど高い水準でなくてもよいであろう。価格に現わされる品質格差には自由度を大きく保つべきであり、そのもとで食味を優先するか、収量を優先するかの選択は生産者に委ねるのが適切であろう。

第4に農業後継者について、農外からの新規参入にたいしては大きく道を開くのがよいが、基本は農家に農業後継者をのこす条件づくりの方であろう。農業公社や自治体が造成するリー

ス農場の賃貸には農業系大学・短期大学卒業生に優先資格を与えとか、優れた農業青年に認定する「農業士」に対しては「奨農金」を交付するとか、過疎地で農業に従事する青年壮年男女には「生活基本給」を交付するとか、一定の環境改善維持の仕事を請け負う農村住民に手当を支給するとか、産直を結ぶ都市住民との交流に旅費などの補助を行うなど、実質的な対策が講じられることが必要である。

以上に関連して、農家以外の農業生産法人などの経営体に農業生産の中心を移していくという新農政の方向は都府県ではやむをえないにしても、北海道ではなお個別農家为中心でありつづけるであろう。1980年以降北海道の農業生産法人は増加をつづけて、現在1400を超えているが、半数以上1戸1法人の有限会社であって、経理の明確化と節税に主たる目的がある。共同経営は組織数の方が少しだけ解散数を上回る状態にあり、構成員間とくに女性構成員間の和が永続の決め手になっているようである。共同化の積極的効果を自ら認識している法人は継続するし、多くの機械利用組合のように補助金を受けるための形式的共同は、機械の償却とともに終わることが多い。過大な期待はむしろ禁物であろう。

1991年以来具体化が構想されている新政策は、過去から現在までの農政の結果としてのマイナスの遺産の存在に目をつむって、確固とした基盤なしに明るい未来を描こうとしているように感じられる。農民の農政不信はきわめておおい。不信には根拠があり、その根拠を除去しなければ、ますます農業後継者は名乗り出ず、日本農業は生き残れないのである。

(1993年11月26日成稿)